

NTT ビズリンク株式会社

SMART Communication&Collaboration Cloud 約款

第1章 総則

第1条 (本約款の適用)

当社は、SMART Communication&Collaboration Cloud 約款（以下、「本約款」といいます。）を定め、これにより SMART Communication&Collaboration Cloud（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

2 本サービスに係る契約者（以下、「契約者」といいます。）は、本約款を誠実に遵守するものとします。

第2条 (本約款の範囲)

本約款は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の関係に適用します。

2 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規程は、本約款の一部を構成するものとします。

第3条 (本約款の変更)

当社は、本約款を予告なく変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本約款の内容及びその効力発生時期を、当社の Web サイト上 (<https://www.nttbiz.com/tariff/>) への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 本約款の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更に特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更に同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の約款によります。

第4条 (本約款の公表)

当社は、当社の Web サイト (<https://www.nttbiz.com/tariff/>) において、本約款を公表します。

第5条 (用語の定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
----	-------

1. 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2. 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3. SMART Communication&Collaboration Cloud 設備	本サービスを提供するための当社のサーバ その他の設備及びこれに接続する電気通信 回線設備（送信の場所と受信の場所との間 を接続する伝送経路設備及びこれを一体と して設置される交換設備並びにこれらの付 属設備をいいます。以下同じとします。）を いい、以下、「本サービス設備」といいま す。
4. SMART Communication&Collaboration Cloud	契約者または参加者が、当社が提供する本 サービス設備を利用して多地点において、 音声またはアプリケーションの共有を行 い、テレビ会議等を行うことができる電気 通信サービスならびにこれに付随するサー ビス
5. SMART Communication&Collaboration Cloud 取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事業 所
6. SMART Communication&Collaboration Cloud 契約	当社から本サービスの提供を受けるための 契約（以下、「本契約」といいます。）
7. 契約者	当社と SMART Communication&Collaboration Cloud 契約 を締結している者
8. 契約事業者	電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号） 第 29 条第 1 項第 10 号に規定する卸電気通 信役務を当社に提供する電気通信事業者
9. SMART Communication&Collaboration Cloud 契約者識別番号	契約者を識別するための英字および数字の 組み合わせであって、本契約に基づいて当 社が契約者に割り当てるもの
10. 会員	当社が会員契約の申込を承諾し、会員とし て登録した者

11. アクセスポイント	利用端末と接続された他事業者の回線と当社の本サービス設備との接続点
12. テレビ会議	自営端末設備、おまかせパック等により当社が提供する端末設備を介して契約者および参加者が行う会議
13. 遠隔作業支援	自営端末設備および別記3に定めるスマートグラス端末を介して現場支援アプリケーションを利用して契約者および参加者が行う会議
14. 映像配信	自営端末により当社が提供する端末設備を介して契約者が行う配信
15. 利用者	契約者が指定する者であって、利用者識別符号を利用しテレビ会議および遠隔作業支援ならびに映像配信を開催する者
16. 参加者	契約者又は利用者が指定するものであって、テレビ会議および遠隔作業支援ならびに映像配信に参加する者
17. 自営端末設備	契約者が設置する端末設備（パソコン、スマートフォン、タブレット、スマートグラス端末等も含みます。）
18. 端末設備	電気通信回線の終端（サービス接続点におけるものを除きます。）に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所がほかの部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの
19. 利用端末	自営端末設備、おまかせパックにより当社が提供する端末設備のうち、テレビ会議の利用の単位となるもの
20. SMART Communication&Collaboration Cloud アプリケーション	本サービスをPC、スマートフォン、タブレット、等各種デバイスで利用することを可能とするアプリケーション
21. 現場支援アプリケーション	本サービスをスマートグラス端末等で遠隔作業支援を行うために利用するアプリケーション

22. 利用拠点	利用端末を設置する場所
23. 料金月	1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。以下「起算日」といいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
24. 消費税等相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
25. 請求事業者	本約款の規定により支払を要することとなる料金その他の債務に係る債権（当社が請求するものに限ります。）を、当社が譲り渡し、会員に請求することとなる第 40 条に定める事業者

第 5 条の 2 (本サービスの種類)

本サービスには次の種類があります。

種類	内容
タイプ 1	当社の本サービス設備を利用する電気通信サービスであって、自営端末設備および別記 1 ならびに別記 2 に定める端末を利用してテレビ会議できるもの。
タイプ 2	当社の本サービス設備を利用する電気通信サービスであって、現場支援アプリケーションを利用して自営端末設備および別記 3 に定めるスマートグラス端末を主に利用して遠隔作業支援できるもの。
タイプ 3	当社の本サービス設備を利用する電気通信サービスであって、自営端末設備を利用してインターネット向け映像配信が実施できるもの。

第 2 章 本サービスの提供範囲

第 6 条 (サービス提供範囲)

利用端末と当社のアクセスポイント若しくは当社の本サービス設備との接続は、契約者の責任と費用負担とし、当社は他事業者の回線を経由して当社のアクセスポイント若しくは当社の本サービス設備に接続される利用端末に対し、本サービスを提供するものとします。

ただし、当社名義の回線を経由して当社の本サービス設備に接続される場合、当該接続は当社の責任において行うものとします。

第7条（サービスの利用条件）

本サービスの利用にあたっては、契約者および参加者は自己の責任と費用負担において、当社が推奨する利用端末を使用するものとし、また利用端末については当社と保守契約を締結した場合を除いて責任を負わないものとします。

第8条（サービスの利用方法）

本サービスの利用は、本約款に規定するほか、当社が指定する申込書にて申し込みを行っていただきます。

第3章 会員

第9条（会員契約）

契約者は、当社所定の書面に必要事項を記載のうえ当社に会員契約を申込み、当社が会員契約の申込を承諾した場合に、会員として登録します。

第10条（会員の合併）

会員である法人が合併した場合、当社は、会員契約を解除することができるものとします。

第11条（退会）

会員は、退会するときは、当社所定の書面に必要事項を記載のうえ、提出するものとします。

第12条（会員の氏名等の変更）

会員は、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第4章 契約

第13条（契約の単位）

当社は、契約者に対して本契約に基づき1のSMART Communication&Collaboration

Cloud 契約者識別番号を割り当てます。この場合、契約者は、1 の本契約につき 1 人に限ります。

第 14 条 (本契約申込の方法)

本契約の申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、SMART Communication&Collaboration Cloud 取扱所に提出していただきます。この場合、当社は、印鑑証明書、その他の公的機関が発行する証明書等の提示又はその写しの提出等を求めることがあります。

- (1) 本サービスの種類
- (2) 利用拠点の場所
- (3) 利用者数等
- (4) 利用端末についての情報
- (5) テレビ会議および遠隔作業支援ならびに映像配信の設定情報
- (6) ネットワーク情報
- (7) その他申込の内容を特定するために必要な事項

第 15 条 (本契約申込の承諾)

当社は、本契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用申込を承諾しないことがあります。

- (1) 本契約の申込をした者が、申込にあたり、虚偽の内容を記載した申込書を提出したとき
- (2) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき
- (3) 本契約の申込をした者が、本サービス又は当社の提供する他のサービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき
- (4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

3 当社は、会員以外の者には、本サービスを提供しないものとし、会員以外の者に対しては、何らの義務及び責任を負わないものとします。

第 16 条 (使用許諾について)

当社は、契約者および参加者に対して SMART Communication&Collaboration Cloud アプリケーションおよび現場支援アプリケーション（以下総称して、「本アプリケーション」といいます。）を使用する権利を与えます。ただし、契約者および参加者は当社のいかなる商標、商号もしくはサービス・マークに関する権利を付与されたものではありません。

2 契約者および参加者は、当社が本アプリケーションの動作を確認した利用端末にイン

ストールして使用することができます。ここで、使用とは本アプリケーションを端末上で実行させることをいいます。

第17条（最低利用期間）

本サービスには、別紙1料金表および別紙2料金表ならびに別紙3料金表に定めるところにより、最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、本サービスの提供を開始した日を起算日として別紙1料金表および別紙2料金表ならびに別紙3料金表に定める期間とします。
- 3 契約者は、前項の最低利用期間内に本契約の全部または一部を解除した場合、当社が定める期日までに最低利用期間の残余期間分に相当する利用額を一括で支払って頂きます。

第18条（契約期間）

本サービスには、期限の定めのないものと、別紙3料金表に定めるプラン1のように、契約期間の定めのあるものがあります。

- 2 契約期間の定めのある本サービスの契約期間は、当社が当該本サービスを提供した日から起算して当該提供した日の属する月の末日までとします。

第19条（利用権の譲渡等の禁止）

契約者は、本約款及び本約款に基づく契約に基づき取得した利用権（契約者が本約款に基づいて本サービスの提供を受ける権利をいいます。以下、同じとします。）について、譲渡、賃貸、担保提供等処分を行うことはできないものとします。

第20条（契約者の地位の承継）

契約者について相続又は合併若しくは分割（その利用権のすべてを承継させるものに限ります。以下この条において同じとします。）により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権のすべてを承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。
これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- 4 前各項の定めにより、契約者が、本約款に基づく契約者の地位を第三者に譲渡するときは、当該第三者は、契約者の有していた権利及び義務（第40条（債権の譲渡）の規

定により請求事業者に譲渡された債権に係る債務を支払う義務を含みます。) を承継するものとします。

第21条 (契約者の氏名等の変更)

契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。

- 2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第22条 (その他の契約内容の変更)

当社は、契約者から契約内容の変更の請求があったときは、第14条(本契約申込の方法)に規定する契約申込書等に記載した契約内容の変更を行います。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第15条(本契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。ただし、別紙1料金表および別紙2料金表ならびに別紙3料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 3 契約内容の変更のうち、一部解除しようとする場合には解除希望日の7営業日前までにそのことをあらかじめ当社指定の申込書にて申込みをしていただきます。

第23条 (契約者が行う本契約の解除)

契約者は、本契約を解除しようとするときは、解除希望日の10日前までにそのことをあらかじめ当社指定の申込書により通知していただきます。ただし、別紙1料金表および別紙2料金表ならびに別紙3料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第24条 (当社が行う本契約の解除)

当社は、第26条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、6ヶ月を経過してもなおその事実を解消しない場合は、本契約を解除することができます。

- 2 前項のほか、当社の業務の遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある行為をしたときは、当社は本契約を解除することができます。
- 3 前2項のほか、当社が緊急やむを得ないと判断した場合、当社は本契約を解除することができます。
- 4 当社又は契約事業者は、前3項の規定による本契約の解除により契約者に生じた損害に対し、責任を負わないものとします。

第5章 利用中止等

第25条 (利用中止)

当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することができます。

- (1) 当社の設備の変更、保守、その他の工事又は障害回復のためやむを得ないとき。
- (2) 天災、地変、火災その他の不可抗力等の事由により本サービスを提供できない、もしくはそのおそれがあるとき。
- (3) 当社が本サービスの提供の全部又は一部を中止することが望ましいと、客観的かつ合理的理由により判断したとき。
- (4) 第三者から本サービスの運営を妨げる行為を受け、正常なサービス提供が困難となったとき。
- (5) 第28条 (利用の制限等)の規定により、本サービスの全部又は一部の利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを当社 Web サイト等により契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第26条 (利用停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することができます。

- (1) 料金その他の債務について、当社が請求したものについては支払期日を経過してもなお支払わないとき又は請求事業者が請求したものについては支払期日を経過してもなお支払わない旨の通知を請求事業者から受けたとき
- (2) 第48条 (利用に係る契約者の義務) の規定に違反したとき
- (3) 第51条 (再販の禁止) の規定に違反したとき
- (4) その他、法令に違反したとき
- (5) 前4号のほか、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

3 当社は、前2項の規定による本サービスの利用の停止により契約者に生じた損害に対し、責任を負わないものとします。

第6章 通信

第27条 (通信の品質等)

本サービスに係る通信の品質について、当社の電気通信設備の状態又は契約者若しくは参加者の電気通信サービスの利用形態等により変動する場合があることに同意していただきます。

- 当社は、本サービスに関する通信品質及び接続に関する保証を行わないものとします。

第28条 (利用の制限等)

当社は、当社の電気通信設備（これに付属する設備を含みます。）を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、本サービスの全部又は一部の利用を中止する措置をとることがあります。

第7章 料金

第29条 (料金及び工事に関する費用)

当社が提供する本サービスの料金は、別紙1料金表第1表および第3表、別紙2料金表（利用料金）ならびに別紙3料金表（利用料金）に定めるところによります。

- 当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、工事費とし、別紙1料金表第2表および別紙2料金表（工事料金）ならびに別紙3料金表（工事料金）に定めるところによります。

第30条 (利用料金の支払義務)

契約者は、当社が本サービスを提供した日を含む料金月（暦月の1日から当該月の末日までをいいます。以下、同じとします。）の翌月の初日から（（別紙1料金表第3表オプションメニュー ポートプラスに係るものに限ります。）については、サービスの提供を開始した日を含む料金月から）起算して、本契約の解除があった日を含む月の末日までの期間について、利用料金の支払いを要します。

なお、日割り計算は行わないものとします。

- 前項の定めにかかわらず、別紙2料金表（利用料金）プラン2は、当社が本サービスを提供した日から起算して、当該プラン2の解除があった日を含む月の末日までの期間、別紙3料金表（利用料金）のプラン1は、当社が本サービスを提供した日から起算して、当該プラン1を提供した日の属する月の末日までの期間について、利用料金の支払いを要します。なお、日割り計算は行わないものとします。

3 前二項の期間において、本サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用停止があった場合においても、契約者は、前二項に定める期間中の利用料金の支払いを要します
- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支 払 い を 要 し な い 料 金
1 契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連續したとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失により本サービスを全く利用できない状態が生じたとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する本サービスについての料金

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を契約者に返還します。

第31条 (工事費の支払義務)

本契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、別紙1料金表第2表および別紙2料金表（工事料金）ならびに別紙3料金表（工事料金）に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその本契約の解除、その工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。

この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税等相当額を加算した額とします。

第32条 (料金の計算方法等)

当社は、本契約に基づき、支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。

2 当社は、第30条（利用料金の支払義務）第3項第2号の表の規定に該当するときに限り、利用料金を日割します。

3 前項の規定による利用料金の日割は暦日数により行います。この場合、第30条第3項第2号の表の1欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

4 第1項の規定にかかわらず、利用料金については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。

5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

第33条 (料金等の支払い)

契約者は、料金及び工事費について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。銀行振込みの場合、振込み手数料は契約者の負担となります。

2 料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

第34条 (料金等の一括後払い)

当社は、当社に特別の事情がある場合は、第33条（料金等の支払い）の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2料金月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

第35条 (過払金の相殺)

当社は、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することができます。

第36条 (割増金)

契約者は、料金又は工事費の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税等相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第37条 (延滞利息)

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息金として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第38条 (端数処理)

単位時間毎の料金が定められている場合で、利用時間毎に料金の計算を行う場合において、単位時間に満たない端数がある場合、その端数は、単位時間に切り上げるものとします。また、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第39条 (料金等の臨時減免)

当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事費を減免することができます。

第40条 (債権の譲渡)

契約者は、本約款の規定により、支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を当社が請求事業者である NTT ドコモビジネス株式会社に譲り渡すことを承認していただくものとします。この場合、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。ただし、契約者から当該債権の譲渡を承認しない旨の申出があった場合はこの限りではありません。

2 債権を譲渡することとなる料金その他の債務に関するその他の取り扱いについては、本約款に別段の定めがある場合を除き、請求事業者の規約等に定めるところによるものとします。

第41条 (消費税等)

契約者は、本サービスの提供に係る消費税等相当額を負担するものとする。なお、関連法令の改正等により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税等相当額は変更後の税率により計算するものとする。

第8章 損害賠償

第42条 (責任の制限)

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりそ

の提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連續したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連續した時間（24の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しません。
- 4 天災、地変、その他当社の責めに帰すべからざる理由により、契約者が直接的なあるいは間接的な損害を被ったとしても、その損害に対して当社（契約事業者を含みます。以下第5項までにおいて同じとします。）は責任を負わないものとします。

第43条（免責）

当社は、前条の場合を除き、契約者および参加者に係る損害を賠償しないものとし、契約者および参加者は当社にその損害の賠償の請求をしないものとします。

- 2 契約者および参加者は本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます。）に對し損害を与えた場合は、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。
- 3 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者および参加者に対し、サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分及びその他の原因を問わず、責任を負担しないものとします。
- 4 当社は、契約者から本サービスの提供のために必要となる協力を得られなかつたためにその提供ができなかつた場合には、責任を負担しないものとします。
- 5 当社は、契約者および参加者に対し、本アプリケーションに関して、次に掲げる責任を負わないものとします。
 - (1) 本アプリケーションが、他人の権利を侵害しないこと
 - (2) いかなる利用端末でも利用できること
 - (3) 契約者および参加者の期待通りの品質を有すること、その作動が中断されないこと、その作動に誤りがないこと
 - (4) 本アプリケーションがインストールされた利用端末内の他のアプリケーションや契約者および参加者データに悪影響を及ぼさないこと
- 6 前項に規定するほか、当社は、本アプリケーションの利用にあたり契約者および参加者または第三者に対して当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負わない

ものとします。

7 本条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでの目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第44条 (契約者および参加者の自己責任)

契約者および参加者は本アプリケーションの利用にあたり、利用端末の設定等を変更する必要が生じた場合又は設定等が本アプリケーションにより自動で変更された場合、その設定等の変更の結果生じた費用等について自己の責任と負担によることとし、当社は責任を負わないものとします。

第9章 雜則

第45条 (通知方法)

本サービスの利用等に関する当社から契約者への諸通知は、当社の判断により、以下の各号のいずれかの方法で行い、各号に定めた時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(1) 当社 Web サイト上への掲載 :

掲載された時

(2) 契約者が予め当社に届け出た住所への郵送もしくは電子メールアドレスへの電子メールの送信 :

通知が発送もしくは発信された時

(3) 当社が適切と判断する方法 :

当該通知の中で当社が指定した時

2 前項の届け出がないために、当社から契約者への通知等が不到達となった場合、通常到達すると考えられるときに到達したものとみなします。

第46条 (承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等本サービスに係る当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、本約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第47条 (本サービスの廃止)

当社は、本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

- 2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。
- 3 当社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。
- 4 当社は、第1項の規定により本サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、その3ヶ月前までに、Webサイト等であらかじめ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第48条 (利用に係る契約者の義務)

契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと
- (2) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
- (3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと
- (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
- (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
- (6) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと
- (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと
- (8) その他、法令、本約款若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと

- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について、責任を負わないものとします。
- 4 契約者は、当社から割り当てられた契約者識別符号等（契約者識別符号（本サービスを利用するため当社が契約者に付与する英字及び数字の組合せをいいます。）及び暗証符号をいいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。当社は、登録情報の一致を確認した場合、当該登録情報等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。なお契約者

は、本項の規定を契約者が守らなかったことにより生じる損害があることを予め同意していただきます。

第49条 (知的財産権)

本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の著作物（本アプリケーション、本約款、インターフェース条件資料、各種ソフトウェア、取扱マニュアル等を含みます。以下本条において「提供物」といいます。）、その他一切の本サービスに関する著作権（著作権法第28条及び第29条の権利を含みます。）、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他一切の知的財産権等は、当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。

2 契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱うものとします。

- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと
- (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、バイナリーコードからソースコード、技術、プロセス、アルゴリズム、ノウハウ、その他の情報を取得するための解析行為を行わないこと、また第三者にもこれを行わせてはならないこと
- (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと
- (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと

3 本条の規定は、本契約の終了後も効力を有するものとします。

第50条 (本アプリケーションの変更)

当社は、契約者の承諾を得ることなく、本アプリケーションの内容変更（本アプリケーションのバージョンアップを含みます。）を行うことができるものとします。

2 本アプリケーションの変更は、当社が本アプリケーション提供サイトに掲示を行った時点で効力を有するものとします。

第51条 (再販の禁止)

契約者は書面による当社の同意なく、本サービスを再販できないものとします。

第52条 (個人情報の取扱い)

当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、プライバシーポリシー (https://www.nttbiz.com/privacy_policy/) の定めるところにります。

- 2 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。
- 3 契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社がプライバシーポリシ

— (https://www.nttbiz.com/privacy_policy/) の定める手数料の支払いを要します。

第53条（契約者の氏名等の通知等）

契約者は、当社が、第40条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の契約者名、住所等、料金の請求の請求に必要となる情報並びに第25条（利用中止）又は第26条（利用停止）の規定に基づき本サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

2 契約者は、当社が、第40条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者が本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。

第54条（輸出規制）

契約者は、本サービスおよび本サービスに使用されている技術（以下「本サービス等」といいます。）を利用するにあたり、外国為替及び外国貿易その他の日本国の輸出関連法規ならびに米国輸出管理規則に基づく輸出規制の対象となる可能性があること、ならびにその他の国における輸出規制対象品目に該当している可能性があることを認識のうえ、これらの法規を遵守するものとし、ならびに本サービス等を適正な政府の許可なくして、禁輸国もしくは貿易制裁国企業、居住者、国民、または、取引禁止者、取引禁止企業に対して、譲渡、輸出または再輸出しないものとします。

2 契約者は本サービス等を、外国為替および外国貿易法その他の日本国の輸出関連法規に定める核兵器を含む大量破壊兵器、通常兵器等の開発、製造、使用のために利用しないものとします。

第55条（反社会的勢力の排除）

契約者及び当社は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約するものとします。

- (1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」といいます。）であること
- (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること
- (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力

団員等を従事させていると認められること

(4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること

(5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することであること

2 契約者及び当社は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができるものとします。

(1) 第1項に違反したとき

(2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき

① 相手方に対する暴力的な要求行為

② 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為

④ 風説を流布し、又は偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

3 契約者及び当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

第56条 (紛争の解決)

本約款の条項又は本約款に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2 本約款に関する準拠法は、日本国法とします。

3 本約款に関する紛争は、当社本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第57条 (特約)

この約款の一部条項について特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

第10章 附帯サービス

第58条 (附帯サービス)

本サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記に定めるところによります。

別記

1 おまかせパックの提供

当社は、契約者から請求があったときは、おまかせパック（当社が、その契約者からの申出により本サービスの利用に係る端末設備等（端末設備及びこれに付随する設備を含みます。以下同じとします。）及び端末設備に関する保守サービスを提供するものを言います。以下同じとします。）を提供します。この場合において契約者は、料金表別紙1第3表（テレビ会議おまかせパック）に定める料金の支払いを要します。

- (1) おまかせパックには、料金表別紙1第3表（テレビ会議おまかせパック）に定めるところにより、最低利用期間があります。
- (2) (1)の最低利用期間は、おまかせパックの提供を開始した日を含む利用月の翌料金月から起算して36料金月の末日までとします。
- (3) テレビ会議の契約者は(2)の最低利用期間内に、おまかせパックの廃止があった場合は、当社が定める期日までに残余の期間の額を一括して支払っていただきます。
- (4) おまかせパックに係る端末設備等（以下、「おまかせパック端末設備等」といいます。）を設置するため必要な場所は、契約者から提供していただきます。
- (5) おまかせパック端末設備等に必要な電気は、契約者から提供していただきます。
- (6) 契約者は、おまかせパック端末設備等を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。
- (7) 契約者は、当社が設置したおまかせパック端末設備等を善良な管理者の注意をもって保管していただきます。
- (8) 契約者は(7)の規定に違反したおまかせパック端末設備等を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- (9) 当社は、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合に限り、そのサービスにおいて使用されるおまかせパック端末設備等に係る料金の支払い及び損害賠償について、そのサービスに準じて取り扱います。
- (10) (1)から(9)までに規定するほか、おまかせパック端末設備等に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるものを除き、本サービスに準ずるものとします。

(注) (10)に規定する当社が別に定めるものは、本規約第57条（特約）に定めるところによります。

2 テレビ会議専用端末機器の販売等

- (1) 当社は契約者から請求があったときは、テレビ会議専用端末機器（契約者がテレビ会議を利用するため使用する機器及びこれに付随する機器をいいます。以下同じとします。）を販売します。この場合、契約者は、販売する機器により当社が個別に算定する料金の支払いを要します。この場合においてこの料金は本規約第57条（特約）に

定めるところによります。

(2) 当社は契約者 ((1)に規定するテレビ会議専用端末機器の販売に係る者に限ります。) から請求があったときは、テレビ会議専用端末機器の設置に係る工事を行ないます。この場合、契約者は当社が個別に算定する工事費の支払いを要します。この場合においてこの料金は本規約第57条（特約）に定めるところによります。

(3) テレビ会議専用端末機器の引渡しは、当社が、契約者がテレビ会議専用端末機器を受取ったことを確認したことにより完了するものとします。

(4) テレビ会議専用端末機器の所有者の所有権は、契約者によるテレビ会議専用端末機器の販売に関する料金、テレビ会議専用端末機器の設置に係る工事に関する費用及びその他の債務の支払いの完了をもって当社から契約者に移るものとします。

(5) 当社は、契約者 ((1)に規定するテレビ会議専用端末機器の販売に係る者に限ります。) から請求があったときは保守サービスを提供します。

(6) 契約者は、次に掲げる事項について保証するものとします。

ア 契約者が、関連法規によりテレビ会議専用端末に係る技術の提供を禁止されている者又は経済産業省の定める外国ユーザリストに掲載されている者ではないこと

イ テレビ会議専用端末を、核兵器含む大量破壊兵器若しくは通常兵器等の開発、製造又は使用に供しないこと

ウ テレビ会議専用端末機器をアに規定する者に輸出又は提供しないこと

(7) (1)から(6)までに規定するほか、テレビ会議専用端末機器の販売に関する料金及び工事に関する費用の支払い方法については第33条（料金等の支払い）及び消費税等相当額の加算については第41条（消費税等）、延滞利息については第37条（延滞利息）の規定にそれぞれ準じて取り扱い、その他の提供条件については、本サービスに準じるものとします。

3 スマートグラス端末の販売等

(1) 当社は契約者から請求があったときは、スマートグラス端末機器を販売します。この場合、契約者は、販売する機器により当社が個別に算定する料金の支払いを要します。この場合においてこの料金は本規約第57条（特約）に定めるところによります。

(2) スマートグラス端末機器の引渡しは、契約者 ((1)に規定するスマートグラス端末機器の販売に係る者に限ります。) がスマートグラス端末機器を受取ったことを当社が確認したことにより完了するものとします。

(3) スマートグラス端末機器の所有権は、契約者 ((1)に規定するスマートグラス端末機器の販売に係る者に限ります。) によるスマートグラス端末機器の販売に関する料金、スマートグラス端末機器の設定に係る工事に関する費用及びその他の債務の支払いの完了をもって当社から遠隔作業支援の契約者 ((1)に規定するスマートグラス端末機器の販売に係る者に限ります。) に請求するものとします。

(4) 当社は、スマートグラス端末機器の販売及び設置に関わる工事を日本国内でのみ行います。

(5) 契約者 ((1)に規定するスマートグラス端末機器の販売に係る者に限ります。) は、次に掲げる事項について保証するものとします。

ア 契約者 ((1)に規定するスマートグラス端末機器の販売に係る者に限ります。) が、関連法規によりスマートグラス端末機器に係る技術の提供を禁止されている者又は経済産業省の定める外国ユーザリストに掲載されている者ではないこと

イ スマートグラス端末機器を、核兵器含む大量破壊兵器若しくは通常兵器等の開発、製造又は使用に供しないこと

ウ スマートグラス端末機器をアに規定する者に輸出又は提供しないこと

(6) (1)から(5)までに規定するほか、スマートグラス端末機器の販売に関する料金及び工事に関する費用の支払い方法については第33条(料金等の支払い)及び消費税等相当額の加算については第41条(消費税等)、延滞利息については第37条(延滞利息)の規定にそれぞれ準じて取り扱い、その他の提供条件については、本サービスに準じるものとします。

附則

この約款は、平成30年6月22日より実施します。

附則

この改正約款は、平成30年9月28日より実施します。

附則

この改正約款は、平成31年4月1日より実施します。

附則

この改正約款は、令和1年10月1日より実施します。

附則

この改正約款は、令和1年10月25日より実施します。

附則

この改正約款は、令和2年2月22日より実施します。

附則

この改正約款は、令和2年3月2日より実施します。

附則

この改正約款は、令和2年4月1日より実施します。

附則

この改正約款は、令和2年5月7日より実施します。

附則

この改正約款は、令和2年12月14日より実施します。

附則

この改正約款は、令和3年10月4日より実施します。

附則

この改正約款は、令和3年11月1日より実施します。

附則

1 この改正約款は、令和4年4月5日より実施します。

2 この改正規定の実施の際に、当社が改定前の規定により提供している次表の左欄のサービスはこの改定規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

SMART Communication&Collaboration Cloud サービス	SMART Communication&Collaboration Cloud サービス タイプ1
-------------------------------------------------	---------------------------------------------------------

3 この改正規定の実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

この改正約款は、令和4年7月14日より実施します。

附則

この改正約款は、令和4年8月18日より実施します。

附則

この改正約款は、令和5年4月1日より実施します。

この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の責務については、なお従前のとおりとします。

この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

この改正約款は、令和5年6月19日より実施します。

附則

この改正約款は、令和6年4月1日より実施します。

附則

この改正約款は、令和6年10月1日より実施します。

附則

この改正約款は、令和7年10月1日より実施します。

附則

この改正約款は、令和8年1月1日より実施します。